令和6年度 全国労働衛生週間

令和6年10月1日（火）～7日（月）　［準備期間：9月1日～30日］

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。各職場においては下記の様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉　**推してます　みんな笑顔の 健康職場**

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓 練等の実施
5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する重点事項

※ 詳細は下をご覧ください

1 過重労働による健康障害防止　2 メンタルヘルス対策
3 転倒・腰痛災害の予防　4 化学物質による健康障害防止
5 石綿による健康障害防止　6 受動喫煙防止
7 治療と仕事の両立支援　8 熱中症予防
9 テレワーク労働者の作業環境、健康確保等
10 小規模事業場における産業保健活動
11 女性の健康課題

準備期間に実施する重点事項　（要綱より抜粋）

1 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライ フ・バランス）の推進
② 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底　など

2 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

① 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
② 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
③ ４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・ 情報提供
④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
⑤ ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及び これを活用した職場環境改善の取組　など

3 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

① 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
② 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
③ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
④ ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
⑤ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進　など

4 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

① 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（ SDS ）交付等の徹底 及びユーザーが購入した際のラベル表示・ SDS 交付等の状況の確認
③ SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
④ ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
⑤ 皮膚接触や 眼への飛散 による 薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐ ための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認　など